

衛 研 発 第 0815002 号
令和 7 年 8 月 1 5 日

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

医療機器部性能評価室長の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、当所医療機器部において性能評価室長を公募することになりました。つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に御周知くださるようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

医療機器部 性能評価室長（厚生労働技官・研究職）

2. 業務内容

当所医療機器部は、医療機器及び医用材料等の品質、有効性及び安全性を確保するため、それらの化学的・物理的特性、機械的安定性、生体適合性等に関する研究を行うと共に、医療機器の試験的製造、検査、規格・基準の策定に関する業務を実施している。

今回募集する性能評価室長は、医療機器および医用材料の非臨床性能評価法に関する研究及び検査並びにこれらに必要な研究・業務を自らあるいは室員を指導、統括して実施する。また医療機器に係る行政支援活動にも従事する。

3. 応募資格

- (1) 医学系、工学系、理学系、薬学系等の関連の研究領域における博士の学位を取得後、概ね 10 年以上の研究経験を有すること
- (2) 医療機器、衛生材料及び医用材料等の生体や組織への影響についての専門的知識、十分な研究経験及び研究業績を有すること
- (3) 医療機器、衛生材料及び医用材料等の性能評価法（物理化学的、工学的、生物学的及び in silico 評価を含む）の開発に対する強い意欲と開発経験を有することが望ましい
- (4) 医療機器の非臨床性能評価法の開発及び検証に関する研究業務を主導的に推進し、かつ統括する能力を有すること。また研究所内外の研究者と協力して研究・業務を推進する意欲や能力、並びに協調性を有すること。
- (5) 厚生労働省所管の研究機関における試験・研究の意義と役割を理解し、それら及び関連する行政支援活動に積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

※下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第 38 条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>) に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準じる様式のものに高等学校卒業以降の学歴・職歴、所属学会・教育歴、賞罰、免許・資格を記入し、写真(6か月以内撮影)を添付すること。
 - (2) 現在までの主要研究概要(A4用紙3頁、カラー可)
 - (3) 研究業績目録(原著論文、総説、解説、単行本、シンポジウム、国際学会発表、招待講演、知的財産、受賞歴等)及び主要論文別刷(5報以内、総説も可)
 - (4) 将来への抱負(陳述書)(A4用紙2頁)
 - (5) 学位記(写し) または学位授与証明書等
 - (6) 現在までの競争的研究費の獲得状況
 - (7) 推薦状(複数可)
 - (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
 - (9) 障がいをお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合はその旨を記載した書類
- ※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること(ステープラーは使用しない)。
※(2)～(4)、(6)～(9)は様式自由。
※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日

令和7年9月29日(月) 13時(必着・締切厳守)

6. 選考採用試験

(1) 書類審査 令和7年10月上旬(予定)

(2) 面接試験 令和7年10月中旬(予定)

※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。

※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

令和8年1月1日(予定)(事情により応相談)

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類(8)の書類を提出すること。

8. 処遇

(1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。

(2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分(週休2日制)である。

(3) 年20日の年次休暇(採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。)のほか、特別休暇(夏期・結婚・忌引・ボランティア等)、病気休暇の制度が整備されている。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「医療機器部性能評価室長応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課 人事係 柴田彩乃

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：ayano-shibata@nihs.go.jp

【備考】

(1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）